

平成 29年度監査報告書

第 2 回 定期 監 査

教育委員会

【教育総務課】

【学務課】

【学校指導課】

【社会教育課】

【ふるさと文化財課】

【公民館課】

【図書館課】

平成 30 年 3 月

国分寺市監査委員

平成 29 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による
監査

第 2 監査の対象事務

教育部(教育総務課, 学務課, 学校指導課, 社会教育課, ふるさと文化財課, 公民館
課, 図書館課)における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第 3 監査の範囲

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日）の執行分
現金及び郵券等については、監査現地調査日までを対象とした。また、平成 29
年度に実績のない事業等については、平成 29 年度以前を対象とした。

第 4 監査の実施期間

平成 29 年 11 月 14 日から平成 30 年 3 月 27 日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
平成 30 年 1 月 16 日	学校指導課, 社会教育課
平成 30 年 1 月 17 日	公民館課, 図書館課
平成 30 年 1 月 18 日	ふるさと文化財課
平成 30 年 1 月 22 日	教育総務課, 学務課

第 5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われ
ているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定，徴収，現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されて
いるか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成，管理されているか。
- 5 郵券，現金の管理は適正になされているか。
- 6 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，概ね適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 備品の管理について

既に廃棄している備品で事務処理手続きが済んでいない備品が見受けられた。備品を廃棄する場合は，国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

特に事務所の移転，機構改革により事務処理が漏れてしまうことが多いと思われるため注意されたい。

2 安全運転管理について（公民館課）

自動車運転日誌のアルコール検査欄，始業点検表に記載のないものが散見された。安全運行管理のために，アルコール検査，始業点検は必ず行い記載すること。国分寺市車両集中管理規程に基づき適正に管理されたい。

3 教育センターの使用料免除申請について（社会教育課）

免除申請理由ではなく，使用目的が記載されているものがあつた。理由は使用料免除を決定する根拠であるので，明確に理由を記載するよう利用者への説明を徹底されたい。

4 民族資料室について（ふるさと文化財課）

民俗資料室に使用頻度の少ないコピー機があつた。施設や事業の現状にあつた事務執行をされたい。

5 おもてなし・地域交流施設運営業務委託について（ふるさと文化財課）

（1）業務年間計画と業務報告について

業務報告書に決算書が添付されていたが，年度当初に提出される年間計画には予算書の添付がなかつた。計画書，報告書相互に添付される資料は，業務が正しく執行されているか確認できるよう，同一の資料の提出を委託業者に求められたい。

また，仕様書で契約金額に残額が生じた場合は返還することになっているため，残額の有無を確認できる資料として，予算書，決算書，精算（残額）の内訳

が分かる書類が必要と考える。改善されたい。

(2) 備品について

仕様書において備品は適切に管理することとなっているが、施設にある市の備品を確認できる一覧等がなかった。仕様書，業務計画書等に明記することを検討されたい。